

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成22年7月定例会

平成22年7月27日

目 次

平成22年7月定例会

7月27日（火曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
諸報告	3
議案上程（報第4号）	3
提案理由の説明（広域連合長）	3
補足の説明（事業課長）	3
質疑	4
討論	4
採決	4
議案上程（議第6号及び議第7号）	4
提案理由の説明（広域連合長）	4
補足の説明（会計管理者）	5
決算審査意見の説明（代表監査委員）	9
質疑	9
討論	9
採決	10
議案上程（議第8号）	10
提案理由の説明（広域連合長）	10
補足の説明（事業課長）	10
質疑	11
討論	12
採決	12
広域連合長あいさつ	12
閉会	12

○ 出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	伊藤護國	議員
5番	清野貞昭	議員	6番	工藤芳夫	議員
7番	増川修	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	伊藤一雄	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	佐々木謙二	議員	12番	伊藤俊美	議員
13番	阿部寿一	議員	14番	今野良和	議員
15番	菅井儀一	議員	16番	富樫透	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
副広域連合長	小野精一	代表監査委員	安達重晴
事務局長	齋藤勝重	事務局次長	森谷健
会計管理者	佐藤浩之	事業課長	結城義彦
総務係長	西塔浩人	企画財政係長	鈴木茂樹
資格管理係長	中里隆	給付係長	大河原孝如

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	齋藤勝重	事務局次長（兼務）	森谷健
書記（兼務）	西塔浩人	書記	青木重雄
書記	小玉隆宣		

○議事日程第1号

平成22年7月27日（火）午後1時45分 開議

第1 議席指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員指名

第4 諸報告

- ・ 例月出納検査報告
- ・ 定例監査報告（平成21年度）

第5 報第4号 専決処分の承認について（平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高者医療特別会計補正予算（第1号））

第6 議第6号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第7 議第7号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について

第8 議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

午後1時45分 開議

○議長（茨木久彌君） これより、平成22年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

出席議員は、16名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真等による撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

日程第1 議席指定

○議長（茨木久彌君） 日程第1 議席の指定を行います。

この度の選挙において、新しく議員になられた方の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第2 会期の決定

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

1番 佐藤 洋樹 議員、16番 富樫 透 議員 を指名いたします。

日程第4 諸報告

○議長（茨木久彌君） 日程第4 諸報告を行います。

監査委員から、平成22年2月から平成22年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、既に配布しております文書のとおり、平成22年6月22日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第5 報第4号

○議長（茨木久彌君） 次に、日程第5 報第4号 専決処分の承認について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。報第4号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、臓器の移植に関する法律の一部改正を受け、健康保険法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、被保険者証等の裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けることとされたことに対応するための補正であります。

詳細については、事務局からご説明申し上げます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） 報第4号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,354億4,146万円とするものでございます。

はじめに、歳入につきまして、ご説明申し上げます。

2款国庫支出金は、被保険者証作成委託料のうち、補助対象となります。臓器提供意思表示欄保護シール及びチラシ作成費用の財源として、国から交付される特別調整交付金197万7千円を増額計上しております。また、7款繰越金に103万7千円を増額計上しております。

次に、歳出補正につきまして、ご説明申し上げます。

1款総務費は、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることとした、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が、平成22年7月17日に施行されたことから、①被保険者証裏

面の臓器提供意思表示欄への、また、記載可能な素材への変更、②意思表示に関する周知用チラシの作成及び封入、③意思表示欄保護シールの作成及び封入に係る費用として、301万4千円を増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、8月1日の被保険者証の一斉更新にあたり、迅速な対応が必要であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第5 報第4号について承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、報第4号については、承認することに決しました。

日程第6 議第6号 及び 日程第7 議第7号

○議長（茨木久彌君） 次に、日程第6 議第6号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、及び日程第7 議第7号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第6号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定、及び議第7号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高

齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び、後期高齢者医療特別会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

初めに、一般会計の決算関係から申し上げます。一般会計は、事務局の運営経費、及び特別会計への事務費繰出金が主なものとなっております。平成21年度の人員体制は、臨時・嘱託職員を含め24名体制で業務を執行してまいりましたが、歳出決算額は、約6億4,000万円余りとなり、約8,500万円を繰り越すこととなりました。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算関係について申し上げます。歳出関係につきましては、インフルエンザの流行により、医療費の増大を招くのではないかという不安材料もありましたが、給付費等も見込みを下回り、歳出決算額は約1,307億円となり、約39億円を繰り越すこととなりました。ただ、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には平成22年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

内容については、事務局よりご説明申し上げます。

○会計管理者（佐藤浩之君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤会計管理者。

○会計管理者（佐藤浩之君） 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計歳入歳出決算書でございます。

歳入についてご説明申し上げます。予算現額7億2,258万1,000円に対し、調定額は、7億2,272万4,540円となり、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較では、14万3,540円の収入増となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算現額7億2,258万1,000円に対し、支出済額は、6億3,763万8,050円でございます。不用額は、8,494万2,950円となりました。歳入歳出差引額につきましては、8,508万6,490円でございます。

続きまして、平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

歳入についてご説明申し上げます。予算現額1,340億2,137万円に対し、調定額は、1,346億6,768万6,285円となり、収入済額は1,346億6,761万3,773円、収入未済額は7万2,512円でございます。予算現額と収入済額との比較では、6億4,624万3,773円の収入増となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算現額1,340億2,137万円に対し、支出済額は、1,307億6,742万7,713円でございます。不用額は、32億5,394万2,287円となりました。歳入歳出差引額につきましては、39億18万6,060円でございます。

次に、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入についてご説明申し上げます。

1款の分担金及び負担金は、予算現額7億943万6,000円に対し、調定額、収入済額も同額となっ

ております。

2 款の財産収入は、予算現額30万に対し、調定額は24万3,378円となり、収入済額も同額でございます。

3 款の繰越金は、予算現額1,246万2,000円に対し、調定額は1,246万153円となり、収入済額も同額となっております。

4 款の諸収入、1 項預金利子の収入済額は、20万5,060円となっております。

2 項の雑入は、収入済額37万9,949円となっております。

以上、歳入合計につきましては、予算現額 7 億2,258万1,000円に対し、調定額は 7 億2,272万4,540円で、収入済額も同額でございます。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款の議会費は、予算現額65万3,000円に対して、支出済額53万7,302円となっており、11万5,698円の不用額でございます。

2 款の総務費、1 項の総務管理費は 2 目構成で、予算現額 2 億1,497万8,000円に対して、支出済額 1 億8,959万1,886円で、2,538万6,114円の不用額でございます。不用額の内訳でございますが、主なものとしては、1 目一般管理費の19節、負担金補助及び交付金でございます。これは、広域連合事務局の職員の人件費相当分を、派遣元の市町村に人件費負担金として支払っておりますが、人事異動により比較的若い職員が配置になったことや、時間外手当の減少などにより、負担金が減になったものでございます。2 項の選挙費は、予算現額 4 万8,000円に対して、支出はございませんでした。これは、直接請求等があった場合に開催する選挙管理委員会の費用でございましたが、開催の必要がなくなったことによるものでございます。3 項の監査委員費は、予算現額 8 万5,542円に対して、支出済額も同額でございます。

3 款の民生費は、予算現額 5 億182万4,000円に対して、支出済額 4 億4,742万3,320円で、5,440万680円の不用額でございます。不用額は、特別会計への事務費繰出金の減でございます。

4 款予備費は、監査委員費の旅費に不足を生じ、1 件7,542円を充当し、499万2,458円の不用額でございます。

以上、歳出合計は、予算現額 7 億2,258万1,000円に対して、支出済額 6 億3,763万8,050円で、8,494万2,950円の不用額でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。歳入についてご説明申し上げます。

1 款の分担金及び負担金は、予算現額197億445万9,000円に対し、調定額は200億2,586万6,624円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 3 億2,140万7,624円の収入増となっておりますが、理由としては、1 目の保険料等負担金で、保険料軽減額を多く見込んだことや収納率が高かったことなどによるものでございます。

2 款の国庫支出金、1 項の国庫負担金は 2 目構成で、予算現額308億9,834万3,000円に対し、調定額は319億1,300万2,637円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ10億1,465万9,637円の収入増となっておりますが、理由としては、国からの追加交付決定があったことなどによるものでございます。2 項の国庫補助金は 4 目構成で、予算現額140億1,114万 1,000円に対し、調定額は148億2,096万4,190円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ 8 億982万3,190円の収入増となっておりますが、主な理由としては、1 目の調整交付金で、各広域連合の財政力に応じて

交付される普通調整交付金が、見込みより増額され交付決定となったことなどによるものでございます。

3 款の県支出金は、予算現額104億6,799万1,000円に対し、調定額は104億8,138万9,168円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ1,339万8,168円の収入増となっております。

4 款の支払基金交付金は、予算現額548億5,178万8,000円に対し、調定額は534億4,430万円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ14億748万8,000円の収入減となっておりますが、理由としては、見込みより療養給付費が減少したためでございます。

5 款の特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額2,200万円に対し、調定額は752万456円で、収入済額も同額でございます。予算現額と比較して1,447万9,544円の収入減となっておりますが、理由としては、該当レセプトの減少により国保中央会からの交付金が減少したことによるものでございます。

6 款の繰入金は、2 項構成となっております。1 項の一般会計繰入金は、予算現額 5 億154万6,000 円に対し、調定額は 4 億4,726万4,677円で、収入済額も同額でございます。予算現額に比べ5,428 万1,323円の収入減となっております。2 項の基金繰入金は、予算現額11億7,330万4,000円に対し、調定額は10億3,673万5,922円で、収入済額も同額でございます。理由としては、保険料の軽減額が見込みより少なかったため、繰入必要額が減少したものであるものでございます。

7 款の繰越金は、予算現額23億9,079万3,000円に対し、調定額は23億9,079万2,455万円で収入済額も同額となっております。

8 款の諸収入は、3 項構成となっております。まず、1 項延滞金・加算金及び過料は、収入済額 76万4,858円でございます。2 項の預金利子は、収入済額は629万5,298円でございます。内訳は特別会計を普通預金や譲渡性預金により運用した利子でございます。3 項の雑入は、収入済額9,271 万7,488円でございます。内訳としては、1 目の交通事故等による第三者納付金が9,057万1,979円、2 目の返納金が208万4,668円、3 目その他雑入として6 万841円でございます。なお2 目の返納金ですが、税の修正申告等があり、自己負担割合がさかのぼって1 割から3 割に変更になったために本人から返納してもらったものでございます。遅れて年度内に返納されなかった7 万2,512円について収入未済が出ておりますが、新年度早々に全て収入済でございます。

以上、歳入合計では、予算現額1,340億2,137万円に対し、調定額1,346億6,768万6,285円、収入済額1,346億6,761万3,773円、収入未済額7 万2,512円でございます。

なお不納欠損額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款の総務費、1 項総務管理費は、予算現額 5 億3,290万1,000円に対して、支出済額 4 億7,919 万7,415円となっており、5,370万3,585円の不用額でございます。主なものとしては、役務費では、医療費通知を封書から圧着ハガキに変更したことによる郵送料の差額などがございます。委託料では、レセプト管理委託で単価の高い紙レセプトの割合が、当初の見込みより大きく下回ったことなどがございます。償還金利子及び割引料では、一時借入の必要がなかったためでございます。

2 款の保険給付費、3 項構成となっております。1 項療養諸費でございますが、5 目構成で、予算現額1,282億5,953万93円に対して、支出済額1,260億5,449万1,076円で、22億503万9,017円の不用額でございます。主なものとしては、1 目の療養給付費では、診療報酬等の請求額が、見込み額

を下回ったためでございます。5目の審査支払手数料では、レセプトの件数が見込みを下回ったためでございます。次に、2項の高額療養諸費は、2目構成でございます。予算現額12億7,557万9,907円に対して、支出済額10億3,414万4,585円で、2億4,143万5,322円の不用額でございます。これは、2目の高額介護合算療養費で、全国標準システムの不具合により、支給対象者の把握に時間を要し、3月支給決定のみとなったためでございます。3項のその他医療給付費、葬祭費でございますが、予算現額5億3,640万円に対して、支出済額5億2,660万円で、980万円の不用額でございます。これは、申請額が見込み額を下回ったためでございます。

3款の県財政安定化基金拠出金は、予算現額9,600万円に対して、支出済額9,530万2,000円となっております。

4款の特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額2,215万円に対して、支出済額932万1,089円で、1,282万8,911円の不用額でございます。これは、該当レセプトが見込みより少なかったことから、国保中央会への拠出金が減少したためでございます。

5款の保健事業費は、予算現額2億1,932万7,000円に対して、支出済額1億1,664万2,132円で、1億268万4,868円の不用額でございます。これは、健康診査の受診者数が見込みを下回ったためでございます。

6款の諸支出金は、予算現額11億3,288万9,000円に対して、支出済額11億2,236万1,714円で、1,052万7,286円の不用額でございます。主なものとしては、1目の保険料還付金の請求が見込みを下回ったためでございます。

7款の予備費は、予算現額6億1,722万5,000円に対して、支出はありませんでした。なお、予備費は6億1,222万5,000円の平成22年度に充当すべき保険料上昇抑制分が主なものでございます。

8款の基金積立金は、予算現額13億2,936万8,000円に対して、支出済額13億2,936万7,702円でございます。

以上、歳出合計は、予算現額1,340億2,137万円に対して、支出済額1,307億6,742万7,713円で、32億5,394万2,287円の不用額でございます。

次に、実質収支に関する調書でございます。まず、一般会計でございますが、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の8,508万6,000円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、特別会計でございますが、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の39億18万6,000円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、財産に関する調書でございます。まず、後期高齢者医療制度臨時特例基金でございますが、これは、保険料軽減措置分等に係る財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てたものでございます。前年度末現在高は、13億838万7,530円でございます。決算年度中増減高2億9,286万6,321円の内訳でございますが、新たに積立てた金額が13億2,960万2,243円、取崩した金額が10億3,673万5,922円となっております。この結果、決算年度末現在高は、16億125万3,851円となっております。次に、財政調整基金でございますが、平成21年2月定例会で議決いただいた平成19年度決算剰余金の精算額を積み立てたもので、前年度末現在高は、951万7,000円でございます。決算年度中増減高の内訳ですが、預金利子8,837円を新たに積み立てたものとなっております。この結果、決算年度末現在高は、952万5,837円となっております。

以上、平成21年度決算につきまして、よろしくご審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（安達重晴君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 安達代表監査委員。

○代表監査委員（安達重晴君） それでは、ただいま上程されました議第6号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、及び議第7号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定にかかる審査意見につきまして、ご説明いたします。

決算審査につきましては、6月14日付けで、広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、議会選出の斉藤監査委員とともに、内容を審査いたしました。

審査意見の内容をご説明いたします。

審査にあたりましては決算書のほか、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、及び基金の運用状況などを記した財産に関する調書について、歳入歳出簿その他の関係簿冊、及び収入支出証書類と照合調査するとともに、関係職員からの説明を聴取する方法等により、法令その他の規定に従って処理されているか、また予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施いたしました。

審査の結果といたしまして、審査に付された関係書類等は、関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行についても概ね適法かつ適正に執行されたものと認められました。また、基金につきましても、それぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は、適正でありました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

後期高齢者医療制度の運営に際しては、今日まで市町村との連携により、積極的に広報活動に取り組むなどして、制度の定着と安定が図られ、効率的な財政運営が行われております。こうした中、高齢者の医療制度は、新たな制度に移行する検討が行われておりますが、高齢者への対応には十分留意するとともに、より一層市町村と協力して、広域連合の健全な財政運営と安定的な医療給付を行うことにより、住民サービスの向上に努めていただきますよう要望し、決算審査の意見とします。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第6号及び議第7号について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議第6号及び議第7号は、原案のとおり認定されました。

日程第8 議第8号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第8 議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第8号につきまして、ご説明申し上げます。

議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億4,764万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,361億8,910万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） それでは、議第8号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明申し上げます。

7款1項1目繰越金は、後期高齢者交付金返還金の財源として、平成21年度特別会計からの繰越金7億4,764万2,000円を増額するものです。

次に歳出についてご説明申し上げます。

7款1項3目償還金は、社会保険診療報酬支払基金から交付されました平成21年度の後期高齢者交付金について、保険給付費の実績に基づく精算により、返還金7億4,764万2,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは、議案に対する質疑を行ないます。質疑ございませんか。

○13番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 13番、阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） 社会保険診療報酬支払基金に対する返還金となりますが、そのほか平成22年度中に返還を予定しているものがないのか、お伺いします。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） 先ほどの全員協議会の資料をご覧いただきたいのですが、平成21年度特別会計の剰余金につきましては、保険給付費に係る負担金等の返還金として、国に対しまして18億1,679万731円、そして今回補正予算で計上いたしました支払基金に対しての7億4,764万1,844円、さらに市町村の療養給付費負担金の精算として2,114万8,563円となります。また、後期高齢者医療制度事業費補助金返還金として372万4,000円を予定しております。以上4つが平成22年度中に返還予定のものです。

○13番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 13番、阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） 全員協議会と本会議は別ですので、本会議に提出されている資料でないものですから、改めて質問した次第ですが、予算ですから返還予定のものはすべて計上すべきであって、具体的に精算したもの、額が確定したものだけを補正するのはいかがなものかと思えます。繰越金も約39億円という実質収支もでているものですから、全額繰越金に計上したうえで、歳出では支出予定のあるものについては諸支出金に計上し、残りを予備費に計上すべきではないでしょうか。予定があるのに実際額が確定したものしか今回補正しないというのは、繰越金の39億円を宙に浮かせたままの扱いになるので、適切ではないように思われます。この案件がだめだということではありませんが、予算の扱いというのは、そのようなものではないかということをご指摘させていただいて、質問を終わります。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第8号について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号については、原案のとおり可決されました。

○議長(茨木久彌君) 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。
閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(茨木久彌君) 市川連合長。

○連合長(市川昭男君) 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な施行に努力してまいる所存ですので、皆様には更なるご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(茨木久彌君) 本日は、誠にありがとうございました。

これもちまして、平成22年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 佐 藤 洋 樹

署名議員 富 樫 透